

秋田県公報

目次

告示

生活保護法による医療機関の指定(四七四・福祉政策課).....	1
生活保護法による指定医療機関の事業の廃止(四七五・福祉政策課).....	1
生活保護法による介護機関の指定(四七六・福祉政策課).....	2
麻しん予防接種を行う医師(四七七・健康対策課).....	2
大規模小売店舗の新設に関する届出(四七八・商工業振興課).....	3
大規模小売店舗の名称、設置者等の変更に関する届出(四七九・商工業振興課).....	4
大規模小売店舗の新設日、施設等の変更に関する届出(四八〇・商工業振興課).....	4
公の施設における指定管理者の指定(四八一・観光課).....	5

秋田県告示第四百七十五号

名称	由利町鮎川診療所	開設者氏名又は名称	由利町長 阿部 満	所在地	由利郡由利町東鮎川字下山崎八	診療科名	内科、外科	指定年月日	平成十六年四月一日
塩越調剤薬局		有限会社 テイエムケ 代表取締役		由利郡象潟町字三丁目塩越百五十番地		調剤薬局		平成十六年四月一日	

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十条の二の規定により、次のと

告 示

秋田県告示第四百七十四号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第四十九条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定に基づき、告示する。

平成十六年六月四日

秋田県知事 寺田典城

開発行為に関する工事の完了(四八二・由利地域振興局建設部)..... 5 || 建築基準法による道路位置の指定(四八三・由利地域振興局建設部)..... | 5 |
公告	
土地改良区の役員の退任の届出(北秋田地域振興局農林部).....	5
国営土地改良事業の換地計画の決定(由利地域振興局農林部).....	6
土地改良区の役員の退任の届出(仙北地域振興局農林部).....	6
土地改良区の役員の退任及び就任の届出(仙北地域振興局農林部).....	6
土地改良区の役員に係る一般競争入札の実施(管財課).....	6
物品調達契約に係る一般競争入札の実施(管財課)二件.....	7
教育委員会告示	
教育委員会会議の開催(八).....	8
その他	
秋田県知事の委任に係る平成十六年度宅地建物取引主任者資格試験の実施.....	8

おり指定医療機関から事業の廃止の届出があつたので、同法第五十五条の二第二号の規定に基づき、告示する。

平成十六年六月四日

秋田県知事 寺田典城

名 称	開設者氏名又は名称	所 在 地	廃 止 年 月 日
池田薬局 マリア店	池田薬品商事株式会社 代表取締役	本荘市谷山小路七 二	平成十六年三月三十一日
由利町鮎川診療所	由利町長 阿部 満	由利郡由利町東鮎川字沢口五番地一	平成十六年三月三十一日

秋田県告示第四百七十六号
生活保護法(昭和二十五年法律第四十四号)第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための介護を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条

の二第一号の規定に基づき、告示する。
平成十六年六月四日

秋田県知事 寺田典城

名 称	開設者氏名又は名称	所 在 地	サービスの種類	指 定 年 月 日
グループホームほのぼの	有限会社ほのぼの 代表取締役	北秋田郡田代町早口字弥五郎沢二番地二十五	痴呆対応型共同生活介護	平成十六年四月十五日
グループホームおちあい	有限会社ケアサービス おちあい 代表取締役	能代市落合字上釜谷地百八十七番地二	痴呆対応型共同生活介護	平成十五年十一月一日

秋田県告示第四百七十七号

各市町村長が予防接種法(昭和二十三年法律第六十八号)第三条第一項の規定により行う麻しん予防接種については、新たに次の医師が次の場所等で当該業務を行うので、予防接種法施行令(昭和二十三年政令第百九十七号)第四条第一項の規定に基づき、公告する。

平成十六年六月四日

秋田県知事 寺田典城

医師氏名	医療機関名	予 防 接 種 を 行 う 主 た る 場 所
白坂知之	秋田労災病院	所 在 地
		大館市軽井沢字下岱三十番地

秋田県告示第四百七十八号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定により、大規模小売店舗の新設に関する届出があつたので、同条第三項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗の周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する場合は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに県に対し意見書を提出し、これを述べる事ができる。

平成十六年六月四日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 届出事項の概要

- (一) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所
大和工商リース株式会社 代表取締役 梶 本 六 夫
大阪府大阪市中央区本町橋五番二十号
- (二) 大規模小売店舗の名称及び所在地
フレسوب本荘
本荘市石脇字田中七番地一外
- (三) 小売業を行う者の名称及び住所
大和工商リース株式会社 代表取締役 梶 本 六 夫
大阪府大阪市中央区本町橋五番二十号
株式会社ツルハ 代表取締役 鶴 羽 樹
札幌市東区北二十四条東二十丁目一番二十四号
株式会社大創産業 代表取締役 矢 野 博 文
広島県広島市西条町大字吉行字向一番地の六十
株式会社ファーストリテイリング 代表取締役 玉 塚 元 一
山口県山口市大字佐山七百十七番地一
株式会社西松屋チエーン 代表取締役 大 村 禎 史
兵庫県姫路市飾東町庄二百六十六番一号
- (四) 大規模小売店舗の新設をする日
平成十六年十月二十九日
- (五) 店舗面積の合計
五千四十七・六六三平方メートル
- (六) 駐車場の収容台数
三百二十三台
- (七) 駐輪場の収容台数
百三十九台

(八) 荷さばき施設の面積

三百三十三平方メートル

(九) 廃棄物等の保管施設の容量

八十一・一三立方メートル

(十) 小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

- 大和工商リース株式会社
開店時刻 午前十時 閉店時刻 翌日午前零時（一部午後八時）
- 株式会社ツルハ
開店時刻 午前九時 閉店時刻 午後九時
- 株式会社大創産業
開店時刻 午前九時 閉店時刻 午後九時
- 株式会社ファーストリテイリング
開店時刻 午前十時 閉店時刻 午後九時
- 株式会社西松屋チエーン
開店時刻 午前十時 閉店時刻 午後八時
- 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前八時三十分から翌日午前零時三十分まで
- 駐車場の自動車の出入口の数
二か所
- (七) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前七時から午後五時まで
- 二 届出年月日
平成十六年五月二十六日
- 三 関係書類の縦覧場所及び期間
縦覧場所
県庁第二庁舎一階 県政情報資料室
本荘市役所 商工観光課
- (二) 縦覧期間
平成十六年六月四日から同年十月四日まで
- 四 意見書の提出先
秋田市山王四丁目一番一号 秋田県産業経済労働部商工業振興課
- 五 意見書に添付する書面に記載すべき事項
意見書を述べる者の氏名及び住所
意見の対象となる大規模小売店舗の名称
意見を述べる理由
- (一) 意見書を述べる理由

秋田県告示第四百七十九号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、大規模小売店舗の変更に関する届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五條第三項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗の周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する場合は、同法第八條第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに県に対し意見書を提出し、これを述べることができる。

平成十六年六月四日

秋田県知事 寺田典城

一 届出事項の概要

(一) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所
株式会社薬王堂 代表取締役 西郷 辰弘

岩手県紫波郡矢巾町大字南矢幅第七地割四百四十五番地

(二) 大規模小売店舗の名称及び所在地
薬王堂横手店
横手市横手町字一ノ口五十一番地一

(三) 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の住所

ア 変更前 岩手県紫波郡矢巾町大字南矢幅第七地割八十二番地一

イ 変更後 岩手県紫波郡矢巾町大字南矢幅第七地割四百四十五番地

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の住所
株式会社薬王堂

ア 変更前 岩手県紫波郡矢巾町大字南矢幅第七地割八十二番地一

イ 変更後 岩手県紫波郡矢巾町大字南矢幅第七地割四百四十五番地

(四) 変更の年月日
平成十四年十一月十九日

(五) 変更する理由

住所表記の変更のため

二 届出年月日

平成十六年五月二十八日

三 関係書類の縦覧場所及び期間

(一) 縦覧場所

県庁第二庁舎一階 県政情報資料室

横手市役所 商業観光課

(二) 縦覧期間

平成十六年六月四日から同年十月四日まで

四 意見書の提出先

秋田市山王四丁目一番一号 秋田県産業経済労働部商工業振興課

五 意見書に添付する書面に記載すべき事項

(一) 意見を述べる者の氏名及び住所

(二) 意見の対象となる大規模小売店舗の名称

(三) 意見を述べる理由

秋田県告示第四百八十号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第二項の規定により、大規模小売店舗の変更に関する届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五條第三項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗の周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する場合は、同法第八條第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに県に対し意見書を提出し、これを述べることができる。

平成十六年六月四日

秋田県知事 寺田典城

一 届出事項の概要

(一) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所
株式会社薬王堂 代表取締役 西郷 辰弘

岩手県紫波郡矢巾町大字南矢幅第七地割四百四十五番地

(二) 大規模小売店舗の名称及び所在地
薬王堂横手店
横手市横手町字一ノ口五十一番地一

(三) 変更しようとする事項

(1) 小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
株式会社薬王堂

ア 変更前 開店時刻 午前九時三十分 閉店時刻 午後八時三十分

イ 変更後 開店時刻 午前九時 閉店時刻 午後九時

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

ア 変更前 午前九時十五分から午後八時四十五分まで

イ 変更後 午前八時三十分から午後九時三十分まで

(四) 変更する年月日
平成十六年五月二十九日

(五) 変更する理由

変更する理由

変更する理由

変更する理由

変更する理由

来客の利便性を考慮したため
二 届出年月日
平成十六年五月二十八日

三 関係書類の縦覧場所及び期間

縦覧場所

(一) 県庁第二庁舎一階 県政情報資料室

横手市役所 商業観光課

縦覧期間

(二) 平成十六年六月四日から同年十月四日まで

四 意見書の提出先

秋田市山王四丁目一番一号 秋田県産業経済労働部商工業振興課

五 意見書に添付する書面に記載すべき事項

(一) 意見を述べる者の氏名及び住所

(二) 意見の対象となる大規模小売店舗の名称

(三) 意見を述べる理由

秋田県告示第四百八十一号

秋田県立男鹿水族館条例(平成十五年秋田県条例第八十四号)第五条第三項の規定により、次のとおり秋田県立男鹿水族館の指定管理者を指定したので、同条例第十二条の規定に基づき、公告する。
平成十六年六月四日

一 指定管理者の住所及び名称

男鹿市戸賀塩浜字壺ヶ沢九十三番地先

秋田県知事 寺田典城

株式会社男鹿水族館
二 指定の期間

平成十六年七月十三日から平成二十一年三月三十一日まで

秋田県告示第四百八十二号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定により平成十六年三月二十九日付け指令由建 四千五百五十三で許可した開発行為に関する工事が完了したので、同法第三十六条第三項の規定に基づき、次のとおり公告する。
平成十六年六月四日

秋田県知事 寺田典城

一 開発許可を受けた者の住所及び氏名

秋田市保戸野千代田町二番四十三号

三光不動産株式会社

代表取締役 岩本竜大

二 開発区域に含まれる地域の名称

本荘市三条字三条谷地百六十五番、百八十一番、百八十七番、百八十八番、百八十九番 以上五筆

秋田県告示第四百八十三号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定したので、建築基準法施行規則(昭和二十五年建設省令第四十号)第十条の規定に基づき、公告する。
平成十六年六月四日

秋田県知事 寺田典城

申請者の住所及び氏名	道路の位置の指定箇所	道路の延長	道路の幅員	指定年月日
本荘市花畑町二丁目九四番地 須田重春	本荘市出戸町字西梵天一〇番二の内、一〇番三の内、一四番一の内、一四番四の内、一四番五の内、一四番六、一四番七の内	五七・九二メートル	四六・五メートル	平成十六年五月二十六日

公 告

土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第十八条第十六項の規定により、大館市土地改良区から次のとおり役員の変更の届出があったので、同条第十七項の規定

に基づき、公告する。

平成十六年六月四日

秋田県知事 寺田典城

退任理事の住所及び氏名

北秋田郡鷹巣町脇神字中金堀百十七番地

中嶋 吉美

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の二第一項の規定により、
県営土地改良事業の換地計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十
七条第五項の規定に基づき、公告し、次のとおり縦覧に供する。
平成十六年六月四日

秋田県知事 寺田典城

一 縦覧に供すべき書類の名称 県営土地改良事業(内越地区第三工区担い手育成基
盤整備事業)換地計画書の写し

二 縦覧期間 平成十六年六月七日から同年七月二日まで

三 縦覧場所 本荘市役所

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、仙
北郡角館町碓田土地改良区から次のとおり役員
の退任の届出があったので、同条第十七
項の規定に基づき、公告する。
平成十六年六月四日

秋田県知事 寺田典城

一 退任理事の住所及び氏名

仙北郡角館町雲然字碓前田二百番地

鈴木 脩市

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、仙
北郡西仙北町大沢郷土地改良区から次のとおり役員
の退任及び就任の届出があったの
で、同条第十七項の規定に基づき、公告する。
平成十六年六月四日

秋田県知事 寺田典城

一 退任理事の住所及び氏名

仙北郡西仙北町行寺字大場台十番地

佐々木 慧

大沢郷宿字上宿七十四番地の五

佐々木 長一

字田代野五十八番地の一

鎌田 博

二 就任理事の住所及び氏名

仙北郡西仙北町行寺字大場台十番地

佐々木 慧

仙北郡西仙北町大沢郷宿字上宿七十四番地の五
" " " 字田代野五十八番地の一

佐々木 長一
鎌田 博

県有財産の売払いについて次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令
(昭和二十二年政令第十六号)第六百六十七条の六第一項の規定に基づき、公告する。
平成十六年六月四日

秋田県知事 寺田典城

一 入札に付する物件の所在地、面積等

所 在 地		区 分	地 目 等	面 積 (㎡)
東京都台東区東上野三丁目一四番三		土 地	宅 地	二六六・五一
建 物	旅 館	一、一四四・四四		

二 契約条項を示す場所並びに入札参加申込書の交付の場所及び期間

場 所	期 間
秋田県出納局管財課 (電話〇一八 八六〇 二七 三六) 秋田県東京事務所 (電話〇三 五二二 九一 一五)	平成十六年六月四日(金)から同月十四日 (月)まで(土曜日及び日曜日を除く。)の 午前九時から午後五時まで

三 入札執行の場所及び日時

場 所	日 時
東京都千代田区平河町二丁目六 番三号 都道府県会館四階四〇五号室	平成十六年六月十五日(火)午前十時三十分

四 入札に参加する者に必要な資格

入札参加申込書を二に掲げる期間内に二に掲げる場所に提出した者(地方自治法

施行令百六十七条の四第一項の規定に該当する者及び同条第二項各号に該当する者
 でその事実があつた後二年を経過していないものを除く。)

五 入札参加申込みに必要な書類等
 個人の場合

(一) 印鑑、住民票の写し及び身分証明書(本籍地の市町村長が発行するもの)
 法人の場合
 印鑑及び法人登記簿の謄本

六 入札保証金に関する事項

入札保証金は、入札金額の百分の五以上とし、現金又は銀行の支払保証をなした
 持参人払小切手をもって入札時に納入するものとする。

七 入札の無効

秋田県財務規則(昭和三十九年秋田県規則第四号)第百六十六条に規定するこ
 ろによる。なお、郵便による入札書類の提出は、認めない。

八 その他
 物件の説明を、平成十六年六月十日(木)午後一時三十分から物件の所在地で行
 う。

六) 詳細に関しては、秋田県出納局管財課財産管理班(電話〇一八 八六〇 二七三
 六)に照会のこと。

物品調達契約について次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭
 和二十二年政令第十六号)第百六十七条の六第一項の規定に基づき、公告する。

平成十六年六月四日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 入札に付する事項

(一) 購入物品名及び数量

パーソナルコンピュータ用増設メモリ 五百個

(二) 購入物品の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(三) 納入期限

平成十六年六月三十日(水)

(四) 納入場所

県が指定する場所

二 入札に参加する者に必要な資格

(一) 地方自治法施行令第百六十七条の四の規定に該当しないこと。

(二) 秋田県が発注する物品の買入れ等の競争入札に参加する資格を有すること。

(三) 当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けていること。
 三 契約条項を示す場所等

(一) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先
 郵便番号〇一〇 八五七〇 秋田市山王四丁目一番一号

(二) 秋田県出納局管財課契約班(電話〇一八 八六〇 二七三八)
 入札説明書及び仕様書の交付方法

秋田県の休日定める条例(平成元年秋田県条例第二十九号)第一条第一項に
 規定する県の休日を除き、平成十六年六月四日(金)から同月十四日(月)まで
 の期間、随時交付する。

四 入札執行の日時及び場所

平成十六年六月十八日(金)午前十時

秋田県庁地下一階管財課入札室

五 入札保証金

秋田県財務規則(昭和三十九年秋田県規則第四号)以下「規則」という。)第百
 六十条から第百六十三条までに規定するところによる。

六 その他

(一) 入札の方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当
 する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額
 を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消
 費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もつた契約希
 望金額の百分の五に相当する金額を入札書に記載すること。

(二) 入札の無効

規則第百六十六条に規定するところによる。

(三) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者と
 する。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、くじ
 により決定する。

(四) 提出書類等

入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書
 に記載された必要書類等を提出すること。

(五) その他

詳細は、入札説明書による。

物品調達契約について次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭

和二十二年政令第十六号(第百六十七條の六第一項の規定に基づき、公告する。
平成十六年六月四日

秋田県知事 寺 田 典 城

- 一 入札に付する事項
 - (一) 購入物品名及び数量
 - (二) 厨房機器 一式
 - (三) 購入物品の仕様等
 - (四) 入札説明書及び仕様書による。
- (二) 納入期限
- (三) 平成十六年六月三十日(水)
- (四) 納入場所
 - 秋田県立男鹿水族館
- 二 入札に参加する者に必要な資格
 - (一) 地方自治法施行令第百六十七條の四の規定に該当しないこと。
 - (二) 秋田県が発注する物品の買入れ等の競争入札に参加する資格を有すること。
 - (三) 当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けていること。
- 三 契約条項を示す場所等
 - (一) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先郵便番号〇一〇 八五七〇 秋田市山王四丁目一番一号
 - (二) 秋田県出納局管財課契約班(電話〇一八 八六〇 二七三八)
- (二) 入札説明書及び仕様書の交付方法
 - 秋田県の休日を含め、平成十六年六月四日(金) から同月十四日(月) までの期間、随時交付する。
- 四 入札執行の日時及び場所
 - 平成十六年六月十八日(金) 午前十時三十分
 - 秋田県庁地下一階管財課入札室
- 五 入札保証金
 - 秋田県財務規則(昭和三十九年秋田県規則第四号。以下「規則」という。) 第百六十条から第百六十三条までに規定するところによる。
- 六 その他
 - (一) 入札の方法
 - 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希

- (一) 望金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。
- (二) 入札の無効
- (三) 規則第百六十六條に規定するところによる。
- (四) 落札者の決定方法
 - 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、くじにより決定する。
- (五) 提出書類等
 - 入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書に記載された必要書類等を提出すること。
- (六) その他
 - 詳細は、入札説明書による。

教育委員会告示

秋田県教育委員会告示第八号

次のとおり教育委員会会議を開催する。

平成十六年六月四日

秋田県教育委員会委員長 伊 藤 美津子

- 一 日時 平成十六年六月八日 午後一時三十分
- 二 場所 教育委員会委員室
- 三 案件
 - (一) 秋田県立近代美術館協議会委員の任命
 - (二) 秋田県立博物館協議会委員の任命
 - (三) 秋田県社会教育委員の任命
 - (四) 秋田県文化財保護審議会委員の任命
 - (五) その他

その他

宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第七十六号)第十六條の二第一項の規定による秋田県知事の委任に係る平成十六年度宅地建物取引主任者資格試験を次のとおり実施する。

平成十六年六月四日

財団法人不動産適正取引推進機構理事長 小野 邦 久

一 試験の日時

平成十六年十月十七日(日)午後一時から午後三時まで

ただし、宅地建物取引業法第十六条第三項の規定により、国土交通大臣の登録を受けた者が行う講習を受講し修了試験に合格した者で、試験の一部免除を受けようとする者(宅地建物取引業法施行規則第十条の五第六号にいう登録講習修了者。以下「登録講習修了者」という。)については、午後一時十分から午後三時まで

二 試験の場所

受験申込み受付の際、指定する。

三 試験の内容

おおむね次の事項について行う。

(一) 土地の形質、地積、地目及び種別並びに建物の形質、構造及び種別に関すること。

(二) 土地及び建物についての権利及び権利の変動に関する法令に関すること。

(三) 土地及び建物についての法令上の制限に関すること。

(四) 宅地及び建物についての税に関する法令に関すること。

(五) 宅地及び建物の需給に関する法令及び実務に関すること。

(六) 宅地及び建物の価格の評定に関すること。

(七) 宅地建物取引業法及び同法の関係法令に関すること。

ただし、登録講習修了者については、前記(一)及び(五)に掲げる事項に関する問題を免除する。

なお、出題する法令については、平成十六年四月一日において施行されているものによる。

四 試験の方法及び出題数

(一) 方法四肢択一式の筆記試験による。

(二) 出題数 五十問

ただし、登録講習修了者については、四十五問とする。

五 受験申込みに必要な書類

(一) 受験申込み書(八二)により納付した受験手数料に係る受験手数料納入済を証する郵便振替払込受付証明書を貼ったもの)

(二) 写真一枚(受験申込み前六月以内に撮影した上半身、無帽、正面向き、無背景の縦四・五センチメートルから五センチメートルまで、横三・五センチメートルから五センチメートルまでの間の大きさのもの)

(三) 登録講習修了者については、前記(一)及び(二)に加えて登録講習修了者証明書(登録講習修了試験合格年月日が試験実施前三年以内のもの)

六 試験案内及び受験申込み書の交付

(一) 期間

日曜日、土曜日及び休日を除き、平成十六年七月五日(月)から同年七月三十日(金)まで

(二) 場所

社団法人秋田県宅地建物取引業協会本部及び同協会各支部、秋田県建設交通部 建築住宅課及び各地域振興局建設部建築課

七 受験申込み書の受付

(一) 期間

平成十六年七月二十六日(月)から同年七月三十日(金)までの午前九時三十分から正午まで及び午後一時から午後四時三十分まで

(二) 場所

秋田市川尻大川町一番三十三号秋田県不動産会館内 社団法人秋田県宅地建物取引業協会

なお、郵送の場合は、社団法人秋田県宅地建物取引業協会あて、簡易書留郵便又は配達記録郵便で申し込むこと。締切日までの消印があるものに限り受け付けらる。

八 受験手数料

(一) 額

七千円

(二) 納付方法

受験申込み前に、所定の郵便振替用紙により、郵便局又は財団法人不動産適正取引推進機構が指定する銀行預金口座に払い込むこと。

なお、払込手数料は、本人の負担とする。

九 合格者の発表

(一) 発表の期日

平成十六年十二月一日(水)

(二) 発表の方法

社団法人秋田県宅地建物取引業協会に合格者名を掲示し、及び秋田県公報に登載するとともに、合格者には合格証書を送付する。

十 試験についての問い合わせ先

社団法人秋田県宅地建物取引業協会(電話〇一八 八六五 一六七二)

ページ	正		誤	正
	段	行		
	行	誤		

平成十六年四月十六日秋田県公報第千五百六十四号掲載の秋田県告示第三百七十五号

(保安林予定森林の指定通知)

(原稿誤り)

- 四 上 四 字白岩広久内二の二(次の図に示す部分に限る。)
- 四 上 四 字内沢二の二(次の図に示す部分に限る。)

発 行 者 秋 田 県

秋田市山王四丁目一番一号

購読料金 一月三千六百七十五円(税込)

印 刷 所

印 刷 者

秋田県山王七丁目五番二十九号
 株式会社 松原印刷社
 電話(862)8766 FAX(863)0005
 E-mail:matsubara@matsubaranatsusha.co.jp
 秋田市山王七丁目五番二十九号
 松原印刷社

